（農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　農地中間管理事業の推進に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 (5)～(9)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　（略）	（農用地利用配分計画の作成等） **第十二条**　（略） 2　農地中間管理機構は、法第十八条第一項の規定により農用地利用配分計画の認可を受けようとするときは、当該農用地利用配分計画に次に掲げる書類を添付して、都道府県知事に提出しなければならない。 一　次に掲げる事項（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十一条の五十第一項第一号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が賃借権の設定等を受ける場合にあっては、ヘに掲げる事項）を記載した書類 イ　（略） ロ　賃借権の設定等を受ける者が農地所有適格法人である場合には、次に掲げる事項 (1)～(3)　（略） (4)　農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となっている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。）又は農地中間管理機構に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積 (5)～(9)　（略） ハ～ヘ　（略） 二～八　（略） 3　（略）

（農用地の利用の促進を行う者の基準）

第十六条　法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十二号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存する同法第二条の規定による改正前の農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。

二　（略）

別表（第十四条関係）

（略）	（略）
農業用施設の用に供される土地（開発して農業用施設の用に供される土地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設の用に供される土地を含む。）	その土地を効率的に利用することができると認められること。

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業経営改善計画の認定基準） **第十四条**　法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）	（農業経営改善計画の認定基準） **第十四条**　法第十二条第四項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一・二　（略）

（農用地の利用の促進を行う者の基準）

第十六条　法第十九条第一項の農林水産省令で定める基準に適合する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

一　農業経営基盤強化促進法第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体である農業協同組合、一般社団法人又は一般財団法人であること。

二　（略）

別表（第十三条関係）

（略）	（略）
農業用施設の用に供される土地	その土地を効率的に利用することができると認められること。